

# 『プラスライフFCクラブ』会員規約

本規約は、個人会員とブロードバンドサポート株式会社（以下当社という）との間のプラスライフFCクラブ（以後本会という）に係る一切の關係に適用する。

## 第1条（目的）

本会は会員向け優待サービスの充実を計り、会員様の生活サービス支援を行う事を目的とする。

## 第2条（会員）

入会申込書により本規約を承認の上入会申込みを行い、当社が承認した個人を会員とする。

## 第3条（会費等）

本サービスの会費は下記の通りとする。（消費税別）

月額：500円/1ユーザー

## 第4条（会員サービスの種類内容）

会員は当社が提供するプラスライフFCクラブサービス（以下「本サービス」という。）の提供を受けることができる。

## 第5条（会員サービスの人的範囲）

本サービスを利用できる者は会員本人と同居の家族のみとする。

## 第6条（会員IDの発行）

当社は本会に入会を承認された会員に対し会員IDを発行し、会員は会員IDの交付を受けた時をもって会員たる地位を取得するものとする。会員は本サービスの提供を受けるに際しては当該サービス提供者に対し会員証（携帯電話による画像情報）を提示しなければならない。

## 第7条（会員ID・パスワードの発行）

会員は本会に入会した際に会員ID及びパスワードの発行を受け、これらにより本会のWEBページにアクセスすることができる。

## 第8条（遵守事項）

会員は以下の事項を遵守しなければならない。

- ① 登録事項に変更が生じた場合、速やかに所定の用紙にて本会に届出を行うものとする。
- ② 本サービスを営業行為等の目的に利用してはならない。
- ③ 別途料金を要するサービスの提供を受ける場合、当該料金を支払わなければならない。
- ④ 本サービスの利用に際してはその施設等の利用規約に従い、万一その施設等に対して故意または過失により損害を与えたとき、会員はその損害を賠償しなければならない。
- ④ 個人会員及び同居の親族以外の第三者に会員ID及びパスワードを譲渡或いは貸与するなどして本サービスを利用させてはならない。
- ⑤ 本会の名誉信用を害するような行為をしてはならない。

## 第9条（退会の通知）

会員が本会を退会する場合、退会月の末日までに所定の窓口まで申請をしなければならない。

## 第10条（会員資格の取消）

当社は、会員が次のいずれかの事由に該当した場合は当該会員資格を取消す事ができるものとする。

- ① 本規約、その他の特約に違反した場合
- ② 本会の名誉信用等を害するおそれがあると当社が判断した場合
- ③ 入会申込書の内容に虚偽の記載があった場合
- ④ 会員として不適切・不適合であると当社が判断した場合

## 第11条（個人情報）

当社は、本業務運営を通じて知りえた会員の個人情報につき関係法令に則り適切な取扱いをする。

## 第12条（個人情報の第三者提供）

会員は、当社が本サービスを提供することを目的として、会員の個人情報を、WEBページ運営会社等の第三者に提供することに同意する。

## 第13条（メールマガジン）

当社又はWEBページ運営会社等は、会員に対し、本サービスの内容を紹介するメールマガジンを配信することがあり、会員はメールマガジンの配布に予め同意する。

## 第14条（サービスの一時停止・中止等）

当社は、サーバー機器のメンテナンスのため、又は自然災害、天変地異、その他制御できない事情により本サービス提供を一時停止又は中止することがある。この場合当社及びWEBページの運営会社等は一時停止による責任を一切負わない。

## 第15条（サービスの終了）

当社は事前の通知なく本サービスを終了することがある。この場合当社及びWEBページ運営会社等は本サービスの終了による責任を一切負わない。

## 第16条（規約の改定等）

1. 当社は、本規約(本規約に基づく利用契約等を含むものとします。以下、同じとします。)を随時変更することができるものとする。なお、本規約が変更された場合には、申込者の利用条件その他の利用契約の内容は、改定後の新約款を適用するものとする。
2. 変更後の契約約款については、当社が別途定める場合を除いて、当社のホームページに表示した時点より、効力を生じるものとする。
3. 当社の、本サービスに関する本規約を表示するURLは、下記の通り。

記

[http://broadband-support.com/service/contents/kiyaku/kiyaku\\_pluslife\\_fcclub.pdf](http://broadband-support.com/service/contents/kiyaku/kiyaku_pluslife_fcclub.pdf)

以上

## 第17条（管轄裁判所）

会員と当社との間で訴訟の必要が生じた場合、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を唯一の合意管轄裁判所とする。

平成29年 7月1日